

【付帯条項】

第1条(適用)

1. 以下の付帯条項(以下「本付帯条項」といいます。)は、「SaaS・ASPサービス利用約款」(以下「原約款」といいます。)に付帯して本契約に適用されるものとします。
2. 本付帯条項と原約款の内容が相違する場合は、本付帯条項を優先するものとします。
3. 前項の場合を除き、原約款の条項が適用されるものとします。
4. 本付帯条項において別段の定めのない限り、用語の定義は原約款の定めに従うものとします。

第2条(用語の定義)

本付帯条項において次の各号の用語の意味は、当該各号に定める通りとします。

- (1)「提供元」とは、本サービスが利用しているMicrosoft Corporation(以下「Microsoft」といいます。)および株式会社OSK(以下「OSK」といいます。)をいいます。
- (2)「本サービス」とは、本約款に基づき、OSKが提供するグループウェア「eValue V」に、乙が管理・提供するクラウド環境の提供、乙の問い合わせサービスとオンサイトサービスを付加したサービスをいいます。
- (3)「利用者」とは、本サービスで提供するeValue V Airを利用するユーザーをいいます。
- (4)「お客様マイページ」とは、乙が提供するポータルサイトをいいます。

第3条(本サービスの内容)

1. eValue V Air の提供

- (1) 甲は、OSKが提供するグループウェア「eValue V」を、乙が管理・提供するMicrosoft Azure上に構築したクラウド環境で利用することができます。甲は、eValue V Airの利用にあたり、第5条に定める『ご利用開始のお知らせ』にて乙が通知するOSK所定の使用許諾条件について、事前に承諾した上で利用するものとします。なお、甲がOSK所定の使用許諾条件に承諾しない場合、甲は乙に通知し乙は甲との本サービスに関する契約を解約します。
- (2) サービスの内、「eValue V Air for Enterprise(501U-3000U)」と「eValue V Air for Enterprise(500UPack)」は、「ドキュメント管理」と「ワークフロー」の2モジュールを提供します。「スケジューラー」と「コミュニケーション」の機能は提供していません。

2. サポートサービス

- (1) 甲は、乙のたよれーるコンタクトセンターにて、本サービスの操作や機能に関する問い合わせを専用フリーダイヤルで利用することができます。
- (2) 甲は、第5条に定める『ご利用開始のお知らせ』に記載されるお客様番号(Wから始まる10桁の番号)で、サポートサービスを受けることができます。
- (3) 問い合わせの内容や状況により、乙のコンタクトセンター以外の部署から対応、回答を行うことがあります。

3. オンサイトサービス

- (1) 乙エンジニアによる障害時の訪問、障害原因切り分けおよび復旧支援作業を行います。
- (2) 訪問作業は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時15分までとします。ただし、国民の祝日、年末年始など乙が別途定める日は除きます。なお、作業依頼を受けた場合でも、依頼内容等により、乙の翌営業日以降の時間帯に作業を実施することがあります。
- (3) 甲が前項の時間帯外または休日の作業を要請した場合には、甲乙協議の上実施することとします。この場合には、甲は、甲乙協議の上定めた料金を支払うものとします。
- (4) 本サービスに以下の内容は含まれません。
 - ①対象サービス以外に起因する障害(ウイルス感染による障害など)の対応
 - ②設定変更、IDなどの追加作業
 - ③バックアップおよびリストア作業
 - ④訪問指導、その他トラブル対応以外の訪問
 - ⑤サンプルパラメーターのバージョンアップ
 - ⑥当製品を利用してテーブル定義からお客様がアプリケーションを作成される場合のパラメーター設定操作に関する対応
 - ⑦お客様独自のテーブルを使用したアプリケーションに関する対応
 - ⑧対象サービスの操作以外の専門知識を要する技術指導や支援
 - ⑨当社が動作保証していない環境下での利用
 - ⑩お客様の過失、誤った使用方法、パラメーターの設定ミスに起因した問題または推奨できない使用方法に対するサポート
 - ⑪乙以外で改造された対象ソフトウェアの保守
 - ⑫天災・地変その他の不可抗力によって破損したデータおよび対象ソフトウェアの復旧
 - ⑬メーカーが認めている不具合への対応
 - ⑭ハードウェア故障による対象ソフトウェアの復旧

第4条(サービス利用条件)

1. 本サービスは、お客様のシステム担当者からの問い合わせに対応します。
2. 第5条に定める利用期間途中での解約には残余期間の利用料金が違約金として発生します。
3. 250GBディスク増設オプションで減数する場合、甲は、甲自ら事前に減数後の容量以下にデータを減らす必要があります。

第5条(利用期間)

1. 本サービスの利用料金が発生する利用期間は、乙から送付される『ご利用開始のお知らせ』を甲が受領した翌月1日からとします。なお、契約日はお客様マイページの契約情報から確認ができます。
2. 乙は契約日から本サービスの利用環境を準備します。甲は『ご利用開始のお知らせ』を受領後、本サービスの利用できるようになります。
3. 本サービスの最低利用期間は、1年間となります。1年未満での解約の場合、満了までの残月の費用を請求します。

第6条(サービス料金)

本サービスの利用料金(以下「サービス料金」といいます)は、本サービスの月額料金の合計となります。

第7条(解約)

1. 甲が契約内容を解約しようとする時は、乙所定の手続きにより、解約希望月前月の20日迄に申し出るものとします。
2. 甲のデータは解約日から30日以内に削除されます。

第8条 (Microsoft Azureに関する利用条件)

本サービスでMicrosoft Azureを利用する部分については、以下の条件が適用されます

- ①甲のデータはMicrosoftのサーバーに保管され、Microsoftにて管理されます。
データの消失、漏洩および改竄等が発生した場合、Microsoftおよび乙はいかなる責任も負わないものとします。
- ②Microsoftは、サービスの提供上相当な理由があるとき、または法的要件の遵守のために必要とされるとき、MicrosoftまたはMicrosoftの関連会社もしくは下請業者が本サービスを提供またはサポートするための施設を保有するいかなる国にも甲のデータを転送し、当該国において甲のデータを保存または処理することができます。
- ③Microsoftは、甲に本サービスを提供するためにのみ甲のデータを使用します。この使用には、本サービスの運用に関する問題を防止、発見および修正するためのトラブルシューティングが含まれる場合があります。さらに、ユーザーに対する脅威を発見し防止するための機能の改善が含まれる場合があります。
- ④国内外の法令により求められる場合を除き、Microsoftおよび乙が甲のデータを第三者（法執行機関、他の政府機関、またはMicrosoftおよび乙の下請業者を除く民事の訴訟当事者を含む）に開示することはありません。
- ⑤Microsoftは、一部のサービスを他社に委託することができます。かかる下請業者は、Microsoftが委託したサービスを提供するためにのみ甲のデータを取得することができますが、その他の目的で甲のデータを使用することは禁止されています。
- ⑥Microsoft Azureがメンテナンス、または障害によってサービスを停止した場合に、乙はその責任を負わないものとします。
- ⑦乙はMicrosoft Azureの仕様変更により、本サービスの機能が利用できなくなった場合にはいかなる責任も負わないものとします。
- ⑧データセンターのセキュリティを確保するため、甲は、いかなる場合でもMicrosoftおよび乙のデータセンターに立ち入ることはできません。
- ⑨その他、本サービスにてMicrosoft Azureを使用する部分については、Microsoft Azureの使用条件およびプライバシーに関する声明などのMicrosoftが定める「Microsoft Azureの法的情報」のうち、本サービスにかかわるものが適用されます。なお、「Microsoft Azureの法的情報」と本約款に相違がある場合、本約款が優先されるものとします。

第9条 (保証の排除、サービス対象範囲からの除外)

乙は、本付帯条項に別段の定めがあった場合を除き、次の各号について責任を負わないものとします。

- (1) 提供元のトラブル、メンテナンス等による本サービスの停止
- (2) 他ユーザーの過度な利用による本サービスの停止および遅延
- (3) 提供元が定める甲および利用者への補償

第10条 (メンテナンス計画)

本サービスは、サービスの品質向上の為に計画的なメンテナンスを実施することがあるものとし、メンテナンスを実施する為にサービスを一時中断することがあります。実施時期は乙にて決定の上、乙のWebサイト等で告知します。緊急の場合には、上記に関わらず告知の上メンテナンスを実施する場合があります。なおメンテナンスには、乙が実施するメンテナンスの他、データセンターで実施するシステムメンテナンスも含まれます。

第11条 (オプションサービスの内容)

1. タイムスタンプオプション

本オプションサービスでは、セイコーソリューションズ株式会社提供のタイムスタンプサービスと連携し、eValue V Airドキュメント管理に登録された証書類などのPDFファイルにタイムスタンプを付与することができます。なお、本オプションサービスは、特定秒数ごとにスタンプを付与することができる、毎月定額料金のサービスとなります。本オプションサービスの利用にあたっては、原約款および本付帯条項に優先して、乙が甲に送付するご利用開始案内のメール上に記載されている、eValue V Airドキュメント管理の提供元であるOSKの使用許諾書のリンク内に掲載されているセイコータイムスタンプサービス契約約款に定める条件が適用され、甲はこれに同意した上で利用するものとします。

2. 連携オプション

本オプションサービスでは、Adobe Sign、クラウドサイン、paperlogicとの連携が可能になります。なお、本オプションサービスでは、スタンプオプション付与機能は提供されません。

3. 言語拡張オプション

本オプションサービスでは、Webブラウザでアクセスする利用者機能の日本語・英語表記の切り替えが可能になります。

4. AI-OCR オプション

本オプションサービスでは、ファーストアカウンティング株式会社提供の「Robotaサービス」と連携し、eValue V Airに登録する領収書PDFまたは請求書PDFファイルのAI-OCR読取を可能とします。なお、本オプションサービスは、PDF 1ページあたりのAI-OCR読取の回数に応じた従量課金サービスとなります。本オプションサービスの利用にあたっては、原約款および本付帯条項に優先して、乙が甲に送付するご利用開始案内のメール上に記載されている、eValue V Airの提供元であるOSKの使用許諾書のリンク内に掲載されているファーストアカウンティング基本規約およびRobotaサービス利用規約に定める条件が適用され、甲はこれに同意した上で利用するものとします。

第12条 (情報セキュリティ)

1. 責任分界点

甲は、以下のセキュリティ対策を甲のセキュリティポリシーに基づき実施する必要があります。

- (1) 利用端末・インターネット接続のセキュリティ対策
- (2) 各利用者へ付与されたパスワードの適切な管理
- (3) サービスアカウントの適切な管理(登録・削除・権限設定など)

乙は、以下のセキュリティ対策を実施します。

- (1) アプリケーションのセキュリティ対策
 - (2) アプリケーションに保管されたデータの保護
 - (3) OS・ミドルウェア・その他インフラのセキュリティ対策
- データセンター内におけるCPUやメモリなどのハードウェアならびにそれらを用いて構成される仮想環境はMicrosoft Azureのセキュリティ対策に準拠します。

2. ハードウェアの処分と再利用

Microsoft Azureに準拠します

3. 証拠の提供

法令により求められる場合を除き、情報セキュリティインシデント発生時における、甲への監査ログの提供・開示は行いません。